

広島県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲山甲奴上市線	世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻一六二七番七地先から 世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻一六九七番一地先まで 世羅郡世羅町大字西上原字西原一七一二番一地先から 世羅郡世羅町大字西上原字西原一七四四番四地先まで	平成二十六年二月六日